

(2) 新たな償却の方法1（新たな定額法）

問2 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の償却の方法である新たな定額法について、具体的な計算の方法を教えてください。

(答) 新たな定額法とは、減価償却資産の取得価額に、その償却費の額が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」（耐用年数省令別表十）を乗じて計算した金額を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する計算方法です(所令120の2①一)。

なお、耐用年数経過時点において1円まで償却します。

○ 算式に示すと次のとおりです。

$$\text{償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}$$

※ 年の中で事業の用に供した場合などには、「本年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

○ 具体的な計算は次のとおりです。

【設 例】 取得年月：平成20年1月 取得価額：100万円 耐用年数：10年
 耐用年数省令別表十の耐用年数10年の定額法の償却率 ⇒ 0.100
 （事業専用割合は100%とします。）

（単位：円）

年 分	20年分	21年分	...	27年分	28年分	29年分
取得価額	1,000,000					
償却費の額	100,000	100,000	...	100,000	100,000	99,999
(期末)未償却残高	900,000	800,000	...	200,000	100,000	1

※ 耐用年数経過時点において1円を残しますので、平成29年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額は、99,999円となります。

